

福県医発第1447号(総)
平成17年11月11日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



厚生労働省が行う保険医療材料等使用状況調査に対する協力について

日本医師会長より、厚生労働省が実施する標記調査について協力要請がありました。

本調査は、医療材料の実勢価格や使用状況を把握し、診療報酬改定および材料価格改定の評価の基礎資料とすることを目的に実施されるものであります。

つきましては、別添の名簿に示す対象医療機関に対し、本調査にご協力いただきますよう貴職のご高配方よろしくお願い申し上げます。

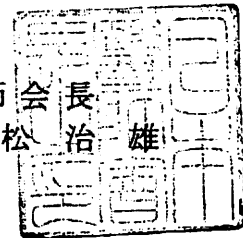
小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

日医発第 657 号 (保 110)
平成 17 年 11 月 1 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植松 治雄



厚生労働省が行う保険医療材料等使用状況調査に対する協力について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省保険局長より本会宛協力依頼がありました。

本調査は、医療材料の使用状況および実勢価格を把握し、診療報酬改定および材料価格改定の基礎資料とすることを目的に実施されるものであります。

本会といたしましては、従前どおり本調査に協力することといたしましたので、貴職におかれましても客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。(参考：前回調査は平成 15 年 9 月 3 日付日医発第 453 号にてご依頼)

今回の調査対象は全国の保険医療機関のうち、調査票 1 および 2 については、①一般病床が 200 床以上の一般病院、②ポジトロン CT 装置を導入しかつ保険請求している 200 床未満の一般病院および一般診療所、③在宅時医学管理を 1 か月に 20 件以上、在宅患者訪問診療を 1 か月に 50 件以上行っており、かつ、内科または呼吸器科を標榜している一般診療所、以上①～③のいずれかの要件を満たす医療機関、調査票 3 については、一般病床が 200 床以上の一般病院を対象とした合計 2,664 施設で、平成 17 年 9 月の実績等について調査するものであります(調査内容によって調査対象期間が異なりますのでご注意下さい)。なお、調査票 3 については、一般病床が 200 床未満の病院および診療所には対象外のため送付されません(その場合、調査票 3 が送付されない旨の説明文書が同封されます)。

調査内容は添付資料に示されるとおり、(1)診療行為別特定保険医療材料等使用状況調査【調査票 1】(対象：自動縫合器・吻合器、PTCA カテーテル、注入器等、調査対象期

間：平成17年9月1日～9月14日までの2週間または同年9月の1か月間)), (2) 医療機器等購入価格調査【調査票2】(対象：CT, MRI等の医療機器, 調査対象期間：平成17年9月現在), (3) 包括医療材料購入価格調査【調査票3】(対象：腰部固定帯, 眼内レンズ等, 調査対象期間：平成17年9月の1か月間)について, 平成17年11月18日(金)までに調査票を提出(磁気データによる提出も可)いただくものであります。(各医療機関に対しては, 添付資料「3.」～「9.」の他に返信用封筒を同封した上で送付されます。)

なお, 本調査の結果は行政資料として使用され公表されないことを申し添えます。

また, 客体医療機関名簿につきましては, 部外秘として取扱われますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 保険医療材料等使用状況調査について

(平17.10.28 保発第1028001号 厚生労働省保険局長通知)

2. 保険医療材料等使用状況調査要綱

3. 保険医療材料等使用状況調査へのご協力のお願い

(平成17年11月 厚生労働省保険局医療課)

4. 記入要領

5. 【調査票1】診療行為別特定保険医療材料等使用状況調査票

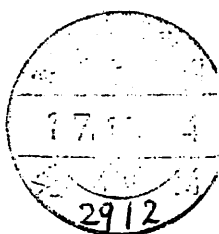
6. 【調査票2】医療機器等購入価格調査票

7. 【調査票3】包括医療材料購入価格調査票

8. 【別添1】製造会社コード表

9. 【別添2】医療材料等コード表

10. 貴都道府県分調査対象医療機関名簿



保発第1028001号

平成17年10月28日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長



保険医療材料等使用状況調査について

標記について、別添により実施することといたしましたので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、都道府県の各医師会に対しましても、この調査が円滑に実施されますよう何分のご配慮をお願い申し上げます。

保険医療材料等使用状況調査要綱

1 調査の目的

医療材料の使用状況及び実勢価格を把握し、診療報酬改定及び材料価格改定の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

調査票1及び調査票2

全国の保険医療機関のうち、次のいずれかの要件を満たす医療機関

①一般病床が200床以上の一般病院

②ボジトロンCT装置を導入しかつ保険請求している200床未満の一般病院及び一般診療所

③在宅時医学管理を一か月に20件以上、在宅患者訪問診療を一か月に50件以上行っており、かつ、内科又は呼吸器科を標榜している一般診療所

調査票3

全国の保険医療機関のうち、一般病床が200床以上の一般病院

3 調査票の提出期日

(1) 調査対象期間

調査票1 平成17年9月1日～14日までの2週間又は平成17年9月の1か月間

調査票2 平成17年9月の1か月間

調査票3 平成17年9月の1か月間

(2) 提出期日

平成17年11月18日までに厚生労働省（業務委託先）に提出する。

4 調査内容

調査票1 診療行為別特定保険医療材料等使用状況調査票

自動縫合器・吻合器、PTCAカテーテル及び注入器等が対象

診療行為毎に医療材料の使用状況（一部については価格も）を調査

調査票2 医療機器等購入価格調査票

医療機器（CT、MRI等）が対象

医療機器の種類毎に購入価格等を調査

※平成17年9月中のいずれかの日において保有した医療機器について記入する。

調査票3 包括医療材料購入価格調査票

腰部固定帯、眼内レンズ等が対象

手術の各手技毎に医療材料の種類、購入価格、使用個数を調査

5 調査の方法

調査票を調査客体である保険医療機関に送付し、当該保険医療機関の管理者による自計後、紙媒体又は E-mail 等により厚生労働省（業務委託先）に返送する。

6 調査の系統

厚生労働省保険局医療課－保険医療機関

7 結果の集計

集計は厚生労働省保険局医療課が行い、その結果は行政資料として使用し公表しない。